



大崎商工会員総数 839名
(定款・特別会員を含む)
(令和6年4月10日現在)
組織率 67.5%

第102号

令和6年4月10日発行

おおさき新風

発行所 大崎市三本木字
しらとり3-7
大崎商工会
TEL0229(52)2272
FAX0229(52)6847

発行者 手代木 悟

編集 情報・広報委員会

印刷所 (有) 南郷印刷

題字 高橋 秀晃
(鹿島台)

女性部「子ども見守り隊事業」(三本木)



通学路で子供達の安全を見守る「大崎商工会女性部子ども見守り隊」事業は平成19年度より行っており、挨拶運動及び防犯パトロールを実施し、防犯に対する地域の共同意識の向上を図っている。支部ごとに実施期間を設け、女性部三本木支部では6月から3月の毎月10日・25日に実施している。

大崎商工会

本所・三本木支所 〒989-6321 大崎市三本木字しらとり3-7
TEL52-2272 FAX52-6847 E-mail:oosakis1@feel.ocn.ne.jp

鹿島台支所 〒989-4103 大崎市鹿島台平渡字東銭神1
TEL56-2453 FAX56-3053 E-mail:oosakik01@gamma.ocn.ne.jp

松山支所 〒987-1304 大崎市松山千石字松山306-1
TEL55-3442 FAX55-4512 E-mail:oosakim01@gamma.ocn.ne.jp

田尻支所 〒989-4415 大崎市田尻字太子堂107-1
TEL39-0405 FAX38-1230 E-mail:oosakit01@axel.ocn.ne.jp

新着情報は
商工会ホームページへ！

モバイル端末からのアクセスは
こちらのQRコードから！



職員人事異動のお知らせ（令和6年4月1日付）

【転出】

職 名	氏 名	異 動 先 等
副 参 事 経営支援課長（本 所）	大 宮 和 則	岩沼市商工会へ異動
主任主査 補 助 員（鹿島台支所）	堀 籠 美 和	くろかわ商工会へ異動

【転入】

職 名	氏 名	前 任 地
副参事 経営支援課長（本 所）	遠 藤 征 敏	加美商工会より転入
主 事 記帳専任職員（田尻支所）	石 川 佳 貴	登米中央商工会より転入

【内部異動】

職 名	氏 名	前 任 地
主 査 経営指導員（本 所）	富 樫 拳史郎	大崎商工会（鹿島台支所）
主 査 経営指導員（鹿島台支所）	高 橋 隆 浩	大崎商工会（本 所）
主任主査 補 助 員（鹿島台支所）	高 橋 陽 子	大崎商工会（本 所）
主 査 記帳専任職員（本 所）	谷 村 亜 紀	大崎商工会（田尻支所）

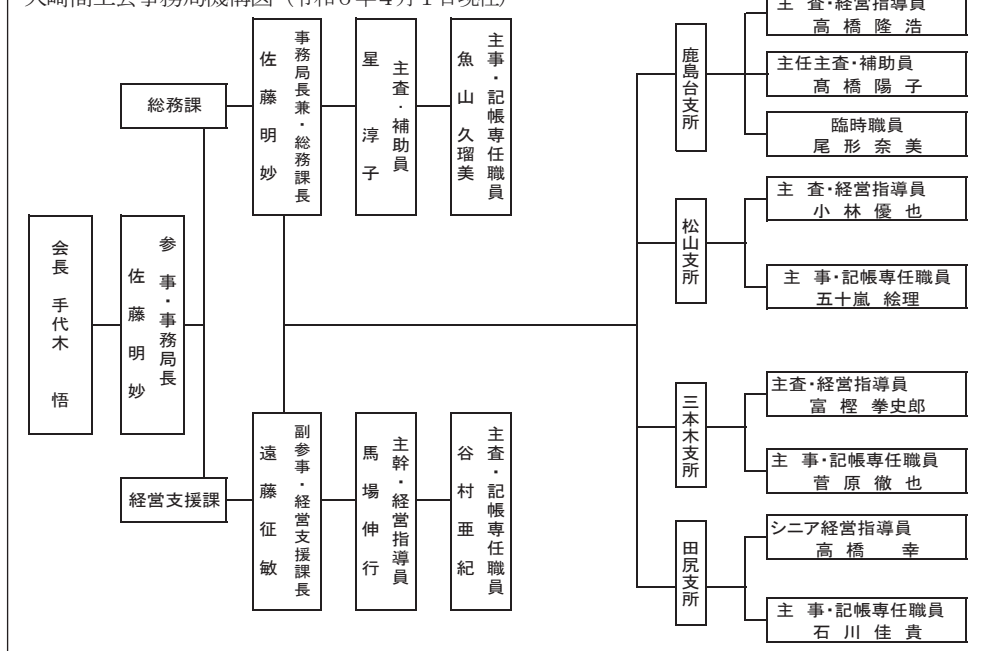


副参事・経営支援課長
（本 所）
遠藤 征敏



主事・記帳専任職員
（田尻支所）
石川 佳貴

大崎商工会事務局機構図（令和6年4月1日現在）



6月までのコロナ資金繰り支援について

- 民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期すため、①コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長するとともに、②経営改善・再生支援を強化する。
- 本年7月以降は、コロナ前の支援水準に戻しつつ（例えば、日本公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減）、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。そのため、6月末まで施策の積極的活用を促進。
- ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。

2023年
9月末

2024年
3月末

6月末

民間金融機関
（信用保証制度）

コロナセーフティネット保証4号 （売上▲20%、100%保証）	借換目的での利用は継続 （2024年3月末まで継続） ※新規融資のみでの利用は終了	6月末まで延長
コロナ借換保証（100%保証は100%保証で借換） （保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年）		6月末まで延長

※ 能登半島地震の被災地域については配慮

（注） 経営改善サポート保証（コロナ対応）（100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年）も同様に延長

政府系金融機関

日本公庫等のコロナ特別貸付 （売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%）	金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長 （売上▲5%等 災害貸付金利▲0.5%） ※5年貸付 中小事業：0.8% 国民事業：0.8% 2024年3月現在、貸付期間5年の場合	6月末まで延長
日本公庫等の コロナ資本金性劣後ローン		限度額を引上げ（10億→15億） のうえ、6ヵ月延長

※ 災害貸付金利を適用
（金利▲0.5%を廃止）
した上で継続

※ 総合経済対策（令和5
年11月）に基づき利用を
促進

（注） 物価高騰対策等として実施している日本公庫等のセーフティネット貸付の利下げ措置も同様に延長

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！



【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除※1

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）
子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	1 0 %
+ 4 %	1 5 %
+ 5 %（新設）	2 0 %
+ 7 %（新設）	2 5 %

前年度比 + 1 0 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

大企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5

（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	1 0 %
+ 4 %	2 5 %

前年度比 + 1 0 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中堅企業向け（新設）

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1. 5 %	1 5 %
+ 2. 5 %	3 0 %

前年度比 + 5 %
⇒ 税額控除率を
1 0 %上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業向け

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6（新設）

2024年問題とは



働き方改革関連法によって2024年4月以降、ドライバーの拘束時間が減ることにより、様々な問題が懸念されます。

	現 行	見直し（令和6年4月～）
拘束時間	・ 1 日 原則13時間以内 最大16時間以内 （15時間超は1週間2回以内） ・ 1 ヶ月 293時間以内	・ 1 日 原則13時間以内 最大15時間以内 （14時間超は1週間2回以内） ・ 1 ヶ月 284時間以内
休息期間	継続8時間以上	継続11時間を基本とし、9時間下限
連続運転時間	・ 4 時間を超えないこと。 （30分以上の休憩等の確保（1回10分以上で分割可））	・ 4 時間を超えないこと。 （30分以上の休憩の確保（1回概ね10分以上※で分割可）） ※「1 回概ね10分以上」とは、10分未満の運転の中断が3回以上連続しないこと ※運転の中断は、原則休憩とする

・ドライバーの拘束時間の減少

特に長距離輸送を行う業者では長時間労働が発生しやすいので、今までどおりに運べなくなる、もしくは法を順守した経営を行うのが困難な状況になると予想されます。

・売上・利益の減少

1日に運ぶことのできる荷物の絶対量が少なくなり、利益の減少につながります。運賃を上げれば価格競争に敗れて顧客離れが起こる恐れがありますから、安易に値上げをすればよいというわけにもいきません。

・ドライバーの収入減少

残業時間が規制されれば、その分ドライバーが受け取れる残業代も少なくなります。ドライバーが十分な収入を得られなくなって生活に困窮する恐れがありますし、収入減少による離職が起これば、人材不足に陥る可能性もあるでしょう。

～事業所紹介～ マルセンファーム（鹿島台）

私たちマルセンファームは今年で設立20周年になりました。父の代から宮城県大崎市鹿島台で安心しておいしく食べられる野菜づくりにこだわり、私の代で農業法人をスタート、極上のトマトやフルーティーなトマトジュース作りを行っています。当社自慢の「デリシャストマト」や「トマクィーン」は、甘味と酸味のバランスが絶妙な高糖度トマト。一般的なトマトの糖度が4度～5度なのに対し、マルセンファームのトマトは糖度が7度～10度以上。トマト嫌いな方にも「フルーツ感覚で味わえる！」とご好評をいただいています。糖度の秘密は、節水栽培農法や長年培った土づくりの技術、自社独自開発の堆肥。その技術を支えるのは、宮城県で農業に携わりたいと熱い思いを持ったスタッフです。ベテランスタッフと若いスタッフが毎日汗と土にまみれながら、お客様に感動してもらえる野菜をつくっています。これからもマルセンファームでは、お客様に感動を伝える農園を目指して野菜づくりに取り組みます。

住所 〒989-4106 大崎市鹿島台大迫字上志田350
電話 0229-56-5269
FAX 0229-56-6226
代表者 千葉 卓也
ホームページ <https://www.m-farm.jp>



青年部

地元4中学校に記念品を寄贈。地域との交流を深める

青年部では3月7日から8日の二日間にかけて、管内4中学校（鹿島台中、三本木中、田尻中、松山中）に卒業式の撮影スポットとして利用可能な卒業証書パネルを寄贈しました。

年度当初より「寄贈プロジェクト」と題し、大崎商工会青年部全体で取り組む事業として計画。各役員が仕事の合間を縫って作成作業を行い、日時や寄贈場所については、各学校の先生方と確認しながら準備を進めて参りました。

寄贈日当日は各支部長が中心となり各学校へ搬入し設置作業を行いました。

生徒や先生方からは「記念撮影が楽しみ」といった喜びの声をいただき、新型コロナウイルスの影響で疎遠となっていた地域交流に確かな手応えを感じ取ることができました。



女性部

“防災”や“非常時”もできるストレッチ”を学ぶ

女性部では昨年12月6日、若手後継者等育成事業として、「NPO法人日本セラピー普及会」代表の東順子氏を講師としてお招きし、“非常時”もできる！座ってできるストレッチ&癒しのハンドマッサージ”と題して講演会を行いました。

水害から守るための備えや早めの情報収集・準備の重要性や、避難する場合と避難しない場合のローリングストックなどの備え、正常バイアスが逃げ遅れの原因になる事など防災について学びました。

また、災害時などの避難所生活によるエコノミー症候群などを防ぐために、狭い場所やデスクワークの合間に座ってできるストレッチや、消毒などで荒れた手をいたわるハンドマッサージを指導していただきました。簡単にできるストレッチは非常時に役立つと考えられ、日頃から防災に対する意識が大切であることを再認識する研修会となりました。



2024年4月から労働保険条件明示のルールが変わります

2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

募集時などに明示すべき労働条件が追加されます！

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

追加される明示事項

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（選考期間または更新回数の上限を含む）

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

お申込みは商工会まで

商工会 88 ソノマチ

商工会「クラウド会計」のご紹介

商工会クラウド会計「MA1」の特徴

誰でも迷わずに
かんたん操作でスタート

業種を選ぶだけで科目が自動
設定され、かんたんに初期設
定を行うことができます。

会計や簿記に
詳しくなくてもかんたん

自動仕付け・取引の金額の3ステ
ップで仕訳入力を行います。

さらに
AI技術を使ったかんたん仕訳

法令改正があってもあんしん

常に最新のバージョンでお使いい
ただけ、法令改正に対応しています。

ミス無く集計し、元帳などが
すばやく確認できます

集計・決算が全自動、元帳で作成、
確認することができます。

